

「宣告猶予制度」についての意見要旨

1 考えられる制度概要案の作成に向けた検討課題について

(1) 制度の基本的枠組み、対象者

- 法制審議会刑事法特別部会改正刑法草案（以下、「部会案」という。）のほか、①現在は起訴猶予や罰金となっている者を対象とし、判決又は刑の宣告を猶予して保護観察に付した上で手続を打ち切る仕組みや、②実刑と執行猶予との限界事例につき、刑の宣告を猶予し、宣告猶予中の行状を考慮して刑を決める仕組みなどが考えられる。
- 薬物犯罪者、高齢者、累犯者等を対象とする制度の要否の検討が必要。

(①に対する指摘)

- 起訴猶予で済む者に起訴される負担を負わせることになる。

(②に対する指摘)

- 実刑になり得る事件の決着を遅らせ、被害者への配慮に欠けないか。
- 実刑か執行猶予かを迷うような事案はどの程度あるのか、検討が必要。

(宣告猶予中の行状を考慮して刑を量定することに対する指摘)

- 行為責任を基本とした量刑判断の在り方と整合するか疑問。
- 有罪認定から時間を置いて量刑を行うことの当否につき検討が必要。

(2) 宣告猶予の要件・手続

- 要件としては、「犯罪の軽重等、様々な事情を考慮して相当であるとき」とすることが考えられる。
- 被告人の同意や自認等を要件とするか、宣告猶予中の処遇を決するための調査制度を設けるか、家庭裁判所調査官を活用できないか等が検討課題。

(3) 宣告猶予中の処遇

- 必ずしも①のように保護観察を必要的としなくともよい。

(4) 宣告の要件、宣告する刑、宣告の手続、上訴、宣告猶予期間経過の効力

- 部会案を前提とした場合、宣告の要件として、再犯又は遵守事項違反が考えられるが、宣告猶予中の行状を考慮して量刑すると、宣告猶予時より重い刑を科すことになるのではないか。
- 部会案が判決の宣告猶予につき社会内処遇が功を奏さなかったときに実刑のみを宣告できるとしていたことには一定の理由あり。

(5) 他の制度との関係

- 起訴猶予や執行猶予と宣告猶予との使い分けが困難となる場合がある。

2 宣告猶予制度の要否

- 処遇の充実等の観点から、現行の起訴猶予や執行猶予では賄えない場合があるか否かを検討する必要がある。

3 宣告猶予制度を検討する上で考えられる少年鑑別所の調査機能の活用

- 対象者、調査時期、調査事項、手続、記録の扱い等をどうするかが検討課題。